

（趣旨）

第1条 本規程は、獨協大学大学院学則（以下「学則」という。）第10条第3項に基づき、経済学研究科（以下「研究科」という。）における授業科目の履修方法及び学位授与の要件等について定める。

（授業科目の履修）

第2条 博士前期課程の学生は、その在学期間中に所定の授業科目を履修し、32単位以上を修得しなければならない。

2 博士後期課程の学生は、その在学期間中に所定の授業科目を履修し、24単位以上を修得しなければならない。

（授業科目・単位数）

第3条 研究科の授業科目及びその単位数については、学則別表Ⅳに基づく。

（指導教員）

第4条 学生は、入学後の所定の期間内に、演習を担当する教員の中から指導教員を選び、その承認を得なければならない。

2 学生は、授業科目の履修については、指導教員の指導を受けなければならない。

第4条の2 学生は、指導教員の指導に基づいて副指導教員を選ばなければならない。

2 副指導教員は、指導教員と連携して、適宜学生の研究指導に当たるとともに、当該学生の提出する学位論文、研究報告（論文）の審査に際し、副査となる。

第5条 学生は、在学中特別の事由があるときは、研究科委員会の審議を経て、指導教員及び副指導教員を変更することができる。

（履修方法）

第6条 博士前期課程の学生は、1年次、2年次を通じ、同じ指導教員が担当する演習（8単位）及び演習との組み合わせによる講義科目（4単位）を履修しなければならない。

2 研究科博士前期課程に別表のとおり科目群を置く。

3 博士前期課程の学生は、第1項に定める演習及び講義科目に加え、指導教員が担当する講義科目が属する科目群の中から2科目（8単位）以上を履修しなければならない。

4 博士後期課程の学生は、演習科目のうちから主専攻科目として1科目（4単位）を選択し、必修として、その在学期間中を通じて合計12単位を履修し、かつ主専攻科目に選んだ指導教員の特殊研究科目（4単位）の外に特殊研究科目を2科目（8単位）、合計12単位以上を選択し履修する。

第7条 学生は、原則として二つの演習を同時に履修することはできないが、指導教員が研究指導上必要と認めた場合は、研究科委員会の審議を経て、1年を限度に履修することができる。ただし、修了要件にはならない。

第8条 学生は、指導教員が研究指導上必要と認めた場合は、所定の単位のほかに、本研究科、本学大学院の他の研究科、本学の経済学部又は他の学部開設されている授業科目を履修することができる。

（履修登録）

第9条 学生は、毎年度所定の期間内に、その年度に履修する授業科目を、指導教員の指導の下に、所定の手続きにより、登録しなければならない。

2 履修登録した授業科目は変更することができない。

（単位の認定）

第10条 学生が他の大学院もしくは外国の大学院において履修した授業科目の修得単位は、研究科委員会の審議を経て15単位を超えない範囲で、研究科所定の単位の修得とみなすことができる。

2 学生が、入学前に大学院において履修した授業科目の修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、研究科委員会の審議を経て15単位を超えない範囲で、本研究科所定の単位の修得とみなすことができる。この場合において、そのみなすことができる単位数は、前項により本研究

科において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(学位論文)

第11条 学生は、指導教員の指導の下に、所定の期日までに、所定の方法により、学位論文を提出しなければならない。

2 学位論文の提出には、本研究科に1年以上在学し、かつ所定の単位を、20単位以上修得していることを必要とする。

3 研究科委員会は、大学院学則第14条第1項ただし書きに規定する優れた研究業績をあげた者または同条第10項により本大学院が定める期間を在学したものとみなされた者に対し、前項の規定にかかわらず修士論文の提出を認めることができる。

4 博士論文の提出には、博士後期課程に2年以上在学し、所定の単位を20単位以上を修得している学生が、これを提出することができる。

5 研究科委員会は、特に優れた研究業績をあげた者に対し、前項の規定にかかわらず博士論文の提出を認めることができる。

(その他)

第12条 学生の履修に関し、特別の事情がある場合には、第2条ならびに第5条から前条までの規定にかかわらず、研究科委員会の審議を経て、適宜措置をとることができる。

(規程の改廃)

第13条 本規程の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の審議を経て学長が行う。

附 則

1 本規程は、平成2年4月1日から施行する。

2 本規程は、平成3年4月1日から施行する。

3 本規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年規程第24号)

4 本規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年規程第19号)

5 本規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年規程第6号)

6 本規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項および第3項については、平成22年度入学者より適用する。

附 則 (平成22年規程第32号)

7 本規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年規程第8号)

8 本規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表については、平成24年度入学者から適用し、平成23年度以前に入学した者及び平成24年度以前に2年次に入学した者については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年規程第16号)

9 本規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表については、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前に入学した者及び平成25年度以前に2年次に入学した者については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年規程第14—74号)

10 本規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (2020年規程第20号)

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則 (2024年規程第2号)

この規程は、2024年4月1日から施行する。

別表

経済学研究科博士前期課程履修表

経済・経営情報専攻経済・経営コース

演習科目

科目群	演習科目	単位	経済		経営	
			必修		必修	
			1 年次	2 年次	1 年次	2 年次
経済	経済理論演習	4	4	4		
	経済史演習	4				
	経済政策演習	4				
	財政金融演習	4				
	国際経済演習	4				
経営	経営演習	4			4	4
	会計演習	4				
修了に必要な演習科目の単位数			8		8	

(注) 指導教員の担当する演習科目を各年次 1 科目履修すること。

講義科目

科目群	授業科目	単位	経済			経営		
			必修	選択必修	選択	必修	選択必修	選択
経済	経済理論研究	4	※ 4	8	12			12
	経済史研究	4						
	経済政策研究	4						
	財政金融研究	4						
	国際経済研究	4						
経営	経営研究	4				※ 4	8	
	会計研究	4						
共通	英書講読	4						
修了に必要な研究科目の単位数			4	8	12	4	8	12
			24			24		

(注) ※指導教員の担当する講義科目を履修すること。

経済・経営情報専攻情報コース

演習科目

科目群	演習科目	単位	情報	
			必修	
			1 年次	2 年次
情報	統計演習	4	4	4
	管理工学演習	4		
	社会情報システム論演習	4		
	データベース論演習	4		
	シミュレーション論演習	4		
	マルチメディア論演習	4		
修了に必要な演習科目の単位数			8	

(注) 指導教員の担当する演習科目を各年次 1 科目履修すること。

講義科目

科目群	授業科目	単位	情報		
			必修	選択必修	選択
	統計研究	4			
	管理工学研究	4			

情報	社会情報システム論研究	4	※ 4	8	12
	データベース論研究	4			
	シミュレーション論研究	4			
	マルチメディア論研究	4			
共通	英書講読	4			
修了に必要な研究科目の単位数			4	8	12
			24		

(注) ※指導教員の担当する講義科目を履修すること。

※本表は平成25年度入学者から適用する。ただし、平成24年度以前に入学した者及び平成25年度以前に2年次に入学した者については、なお従前の例による。